

仙台市乳児等通園支援事業認可要綱

(令和7年3月13日子ども若者局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月8日仙台市条例第44号。以下「条例」という。）第32条に規定する一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）に限る。）の事業の認可の要件等について、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「法施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令第1号。以下「府令」という。）、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、法施行令、法施行規則、府令、条例（以下「法等」という。）において使用する用語の例による。

(認可協議)

第3条 法第34条の15第2項に規定する認可の申請（以下「認可申請」という。）を行おうとする者（以下「協議者」という。）は、認可申請を行う前に、市長が定める方法により、乳児等通園支援事業設置事前協議書（様式1-1）（以下「協議書」という。）に必要書類を添えて市長へ提出するものとする。ただし、余裕活用型乳児等通園支援事業を行おうとする者及び「多様な保育促進事業の実施について」（令和6年9月6日付け子ども家庭庁成育局長通知）に基づく「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」を行う者は乳児等通園支援事業設置事前協議書を省略することができる。

2 市長は、前項に規定する協議書が提出された場合には、必要に応じて事情聴取及び実地調査等を行い、法等に規定する要件等の適合状況について調査するものとする。

3 市長は、前項の調査結果をもとに、認可の見込みについて協議者に対し乳児等通園支援事業設置事前協議結果通知書（様式1-2）により通知するものとする。

(認可申請)

第4条 法施行規則第36条の36第1項に規定する申請のための様式（以下、「乳児等通園支援事業認可申請書」という。）は様式2-1とする。

2 認可申請及び次項に規定する通知は、市長が定める期日により行うものとする。

3 市長は、認可申請があった場合には審査を行い、認可する場合には認可通知書（様式2-2）を、認可しない場合には認可申請却下通知書（様式2-3）を認可の申請を

した者へ通知するものとする。

(社会福祉法人又は学校法人以外の者が事業の認可を受けようとする場合の要件)

第5条 法第34条の15第3項第1号に規定する経済的基礎は次の各号に規定する要件とする。

- (1) 乳児等通園支援事業を経営する者（以下「設置者」という。）が乳児等通園支援事業の経営に必要な1会計年度の経費の12分の1以上に相当する資産を、安全かつ容易に換金できる普通預金、当座預金等により有していること。
- (2) 設置者が他の事業を行っている場合については、乳児等通園支援事業以外の事業を含む設置者の全体の決算において、法施行規則第36条の36第1項の規定による認可の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度の直近の3会計年度において連続し損失を計上していないこと。
- (3) 乳児等通園支援事業を賃貸借物件で行おうとする場合には、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。また、地上権又は賃借権を設定しこれを登記するか、若しくは賃貸借契約が安定的な事業運営が可能であると市長が認める内容となっていること。

2 法第34条の15第3項第2号に規定する社会的信望は次の各号に規定する要件とする。

- (1) 暴力団と関係を有していないこと
- (2) 乳児等通園支援事業及び保育事業において改善勧告を受けたことがある場合は、改善が行われたと認められており、かつ改善勧告を受けた日の属する年度から5年間に達する日の属する年度を経過していること。
- (3) 設置者が個人の場合にあっては、本市の個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る）、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税を滞納していないこと。設置者が個人以外の場合にあっては、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。なお、市税の納付状況は、市長が設置者の同意に基づいて調査することによって確認するものとする。ただし設置者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合にはこの限りではない。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 法第34条の15第3項第3号に規定する要件は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こ

も園、幼稚園、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業（以下、「保育所等」という。）において2年以上勤務した経験を有すること

(2) 実務を担当する幹部職員が、前項の要件と同等以上の能力を有すると認められること

(3) 経営者に社会福祉事業について知識及び経験を有する者が含まれること

（構造及び設備の基準）

第6条 乳児等通園支援事業を行う場所の構造及び設備については、条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令の定めによるほか、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業を行う場所のある建物が昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の確認済証が交付された建物である場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断又は同条第2項に規定する耐震改修を行い、地震に対する安全性の向上を図る必要がないと認められること。

（認可事項の変更）

第7条 設置者は、次に掲げる事項を変更しようとする場合は、次に掲げる事項の区分に応じ、変更予定日（第3号については工事着手予定日）の原則として3か月前までに、認可事項変更協議書（様式3-1）を市長に提出するものとする。

(1) 名称又は種類

(2) 設置者が法人である場合にその法人格を有することを証する書類

(3) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

(4) 条例が引用する府令第16条に規定する重要事項（同条第3号に掲げるものを除く）

(5) 設置者が法人である場合にはその代表者若しくは福祉の実務を担当する幹部職員

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項各号に規定する協議書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、協議結果を乳児等通園支援事業認可事項変更協議結果通知書（様式3-2）により設置者に対し通知するものとする。

3 設置者は、前項の規定による協議の結果、認可事項の変更をする場合は、届出のための様式（以下、「乳児等通園支援事業認可事項変更届出書」という。）（様式3-3）により市長へ届け出るものとする。

（乳児等通園支援事業を行う場所の変更手続き）

第8条 設置者は、乳児等通園支援事業を行う場所（以下「認可事業所」という。）を変更しようとする場合、当該変更計画が利用児童の保護者に承認され、乳児等通園支援事業の水準が引き続き確保若しくは上回ることができる計画等であると市長が認

める場合は、認可事業所を変更することができる。

- 2 前項の変更をしようとする設置者は、変更予定日の3か月前までに、第3条第1項の規定による協議書（市長が指定する内容に限る）を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する協議書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、協議結果を乳児等通園支援事業事業所変更協議結果通知書（様式4）により設置者に対し通知するものとする。
- 4 前項に規定する認可事業所変更の承認に基づき認可事業所を変更する場合は、乳児等通園支援事業認可事項変更届出書（様式3-3）により市長へ届け出るものとする。

（廃止又は休止）

第9条 設置者は、乳児等通園支援保育事業を廃止又は休止しようとする場合は、原則として廃止又は休止しようとする日の3か月以上前までに乳児等通園支援事業廃止・休止事前協議書（様式5-1）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する事前協議書が提出された場合は、必要に応じて事情聴取及び実地調査等を行い、法施行規則第36条の37第1項に規定するものについて審査し、事前協議の結果を設置者に通知するものとする。
- 3 設置者は、前項に規定する協議の結果、乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとする場合は、廃止又は休止しようとする日の1か月以上前までに乳児等通園支援事業廃止・休止申請書（様式5-2）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合は、施設の廃止又は休止について、必要に応じて事情聴取及び実地調査等の協議及び審査を行い、その結果について乳児等通園支援事業廃止・休止審査結果通知書（様式5-3）により設置者に対し通知するものとする。
- 5 設置者は、休止した乳児等通園支援事業の運営を再開しようとする場合（次項による場合を除く）は、再開しようとする日の3か月以上前まで（休止期間が3か月未満の場合は、前項に規定する通知書の定める期限まで）に、乳児等通園支援事業再開承認申請書（様式5-4）を市長に提出しなければならない。
- 6 設置者は、再開にあたって認可事項に変更が生じる場合は、市長が指定する手続きを行わなければならない。
- 7 乳児等通園支援事業を廃止する場合の財産処分については別に定める。

（命令・認可の取消し）

第10条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、設置者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じることができる。

- (1) 事業の実施につき重大な過失があったとき
- (2) 施設設備等が条例に定める基準に適合しなくなったとき
- (3) 虚偽の請求その他の不正の事実が判明したとき
- (4) 第21条第7項に規定する改善勧告がなされたにも関わらず、その事項の改善が

なされないとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、法等若しくは法等に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したと認められるとき

2 市長は、設置者が前項に規定する命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることができる。その際、設置者がその命令に従わず他の方法により運営の適性を期し難いと認める場合には、当該設置者にかかる乳児等通園支援事業の認可を取り消すことができる。

3 前項の規定にかかわらず、設置者の違反が乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合には、市長は、事業の停止や認可の取り消しを速やかに行うものとする。

(保護者からの意見聴取)

第11条 設置者は、保護者との連携・協力及び保育内容の向上を図るため、保護者からの意見聴取を行うものとする。

(乳児等通園支援の内容)

第12条 乳児等通園支援事業における支援は、府令第23条の規定を基本とし、特に以下に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 実務を担当する幹部職員は、理想とする子ども像を明確にし、保育指針に定める全体的な計画を編成するとともに、指導計画を作成すること

(2) 保育従事者は、児童一人一人を温かく受け入れ、心身の発育や発達の状況、生活リズム等に配慮し、保育日課に沿った保育を行うこと

(3) 保育従事者は、児童の登所・降所時において、一人一人の健康状態（顔色、体温、皮膚の異状の有無、外傷等）の観察を行うこと

(4) 保育従事者は、乳幼児突然死症候群（SIDS）や怪我等の予防に努めること

(5) 保育従事者は、非常災害時における安全の確保に努めること

(6) 保育従事者は、保護者と密接な連絡をとり、保育方針等について保護者の理解と協力を得るよう努めること

(給食)

第13条 乳児等通園支援事業において食事の提供を行う場合は、条例第35条の規定に加え、以下に掲げる点を満たさなければならない。

(1) 調理室または調理設備、調理、配膳、食器、食材の取扱い等について、適切な衛生管理を行うとともに、特に調理従事者の健康管理に注意すること

(2) 給食は、調理後速やかに提供しなければならないこと。ただし、児童が給食時に睡眠している等、やむを得ない事情により速やかに提供できない場合には、適切な温度管理を行い、2時間以内に喫食させること

(3) 献立表は事前に保護者に配付しなければならないこと

(運営規程のその他の重要事項)

第14条 設置者は、府令第16条に規定する運営規程におけるその他の重要事項は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 就業規則
- (2) 事務決裁規程
- (3) 経理規程
- (4) 前各号にかかげるもののほか、市長が必要と認めるもの
(事業所に備える帳簿)

第15条 府令第17条に規定する職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿は次に掲げるものをいう。

(1) 職員に関すること

- ア 職員名簿（別紙1）
- イ 職員全員の履歴書、雇用契約書又は雇用通知書
- ウ 保育士の資格証明書の写し
- エ 保健師、助産師又は看護師、栄養士の各免許証の写し

(2) 財産に関すること

- ア 認可施設の位置図（代替屋外遊戯場を設定している場合には当該代替屋外遊戯場の位置及び経路がわかるもの）
- イ 認可施設の平面図（延床面積・内法面積・保育に使用できない部分の面積・保育有効面積を記載したもの）
- ウ 主な備品類
- エ 認可事業所が設置者所有の場合には土地・建物の登記事項証明書、賃貸借の場合には賃貸借契約書

(3) 収支に関すること

- ア 事業開始から当該年度までの予算書
- イ 事業開始から前年度までの決算にかかる収支計算書又は損益計算書及び貸借対照表
- ウ 借入金明細書（別紙2-1）
- エ 基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）明細書（別紙2-2）

(4) 利用乳幼児の処遇の状況に関すること

- ア 全体的な計画
- イ 個別の計画
- ウ 献立表
- エ 年間行事計画
- オ 避難訓練実施計画
- カ 緊急時の連絡表
- キ 安全管理マニュアル

- ク 衛生管理マニュアル
- ケ 園外保育マニュアル
- コ 虐待防止マニュアル
- サ 利用児童一覧（別紙３）
- シ 保育日誌
- ス 保育経過記録
- セ 施設・保護者間の連絡の記録
- ソ 給食日誌
- タ 出席簿
- チ 送迎表
- ツ 勤務割振表
- テ 避難訓練実施記録

（苦情への対応）

第１６条 府令第１９条に規定する苦情を受けつける窓口は実務を担当する幹部職員とする。

２ 苦情の内容等の記録は苦情受付書（別紙４）により行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第１７条 条例第７条に規定する「安全計画」は、本市が作成する「保育所における安全管理マニュアル」とし、乳児等通園支援事業の特性に応じて適宜読み替えて運用するものとする。

２ 設置者は、次の各号に掲げる事故の発生に際しては、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和６年３月２２日こ成安第３６号・５教参学第３９号通知）に基づき、速やかに市への連絡を行うものとする。

（１）死亡事故

（２）治療に要する期間が３０日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む。）

（３）食中毒

（４）その他重大な事案

３ 設置者は、損害賠償等へ対応するため、自らを被保険者として乳児等通園支援事業に関する損害賠償責任保険に加入するよう努めるものとする。

（会計）

第１８条 乳児等通園支援事業の会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

２ 設置者は、乳児等通園支援事業を実施する認可事業所ごとに経理区分を設け、設置者の種別に応じた会計基準により会計処理を行うものとする。

（報告）

第１９条 設置者及び認可事業所の実務を担当する幹部職員は、市長が法等に定める基

準等を維持するために必要な報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

- 2 設置者は毎会計年度終了後3か月以内に、経営する認可事業所ごとに、次の各号に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長へ提出するものとする。

(1) 前会計年度末における貸借対照表

(2) 前会計年度の収支決算書又は損益計算書、借入金明細書（別紙2-1）、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）明細書（別紙2-2）

（職員の配置基準に適合しない場合の報告）

- 第20条 設置者は、当該施設の職員に異動があり、その結果条例第37条若しくは第38条に規定する職員の配置基準に適合していない、又は適合しないことが想定される場合は、速やかに市へ報告すること。

（指導監査）

- 第21条 市長は、認可事業所に対し、乳児等通園支援事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、年1回の定期監査及び必要に応じて臨時監査を実施する。

- 2 設置者は、前項の指導監査を正当な理由がなく拒むことができないものとする。

- 3 第1項の指導監査は、利用児童等の処遇状況、職員の処遇状況、会計経理の状況等について、帳簿書類の内容その他必要な事項を調査することにより実施する。

- 4 市長は、第1項の指導監査の結果、改善を求める必要があると認める場合、改善指導を行うものとする。

- 5 設置者は、改善指導を受けた場合にはその改善に向け速やかに対応するものとする。

- 6 市長は、改善指導に係る改善状況を確認するものとする。

- 7 市長は、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には改善勧告を行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができる。

(1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

(2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

(3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

- 8 前項の改善勧告は、設置者に対し改善を必要とする事項を文書により通知し、当該事項に対する改善状況について期限を付して報告を求めることにより行うものとする。

- 9 設置者は、第7項の改善勧告を受けた場合にはその改善に向け速やかに対応するものとする。

- 10 市長は、第8項の報告を受けた場合には、改善勧告に係る改善状況を確認しなければならない。同項の期限を経過して報告がない場合についても、同様とする。

（公表）

- 第22条 市長は、設置者において第17条第2項各号に掲げるいずれかの事故が発生

した場合には、当該認可事業所の利用児童の保護者に対し当該状況について周知するものとし、必要に応じて公表するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月13日から実施する。